見 積 参 考 資 料

いの町

（金抜）														

８吾建委　第36号

令和８年度　林道東谷～大森線土質調査委託業務　実施設計書

高知県　吾川郡いの町　小川樅ノ木山

林道種別　自動車道第２種２級　幅員　4.0 m

施行主体　いの町

履行期限　令和 8年11月30日

令和 8年 7月 1日　積算単価適用

単価適用地区　中央西土木事務所　２地区(中部地区)

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

委託概要	起工又は変更理由
CBR試験　N=6個所	
セメント安定処理配合試験　N=1試料	
舗装版切断　L=22m	
舗装版破砕　A=5.0m2	
As殻処分　V=0.19m3	
舗装版復旧　A=5.0m2	
交通誘導員　N=2人	

	FROM	TO
図面番号	-	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

第１条　共通仕様書の適用について

１　本業務は、本特記仕様書及び高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書に基づき実施するものとする。

第２条　管理技術者

管理技術者は本業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者であること。

１　技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）または応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。

２　技術士法による第二次試験の内、同条第１項に該当しない技術部門の合格者で、地質調査に関し５年以上の実務経験を有する者。

３　社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格試験において、専門部門を地質部門又は土質及び基礎部門に合格し、同協会に備える「ＲＣＣＭ」登録簿に登録されている者。

４　社団法人全国地質調査業協会連合会が実施する地質調査技士資格試験に合格した者。

５　地質調査登録規定第３条第１号のロの規定により大臣が認定した者。

６　地質又は土質の調査及び計測に関する業務に従事した期間の合計年数が、次のいずれかに該当する者。

(1) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。以下同じ）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を卒業した後、８年以上の実務経験を有する者。

(2) 学校教育法による高等学校において土木工学、建築学、地質工学、又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、１０年以上の実務経験を有する者。

(3) 学校教育法による大学もしくは高等専門学校において、(1)に掲げる学科以外の理工系の学科を修めて卒業した後、１０年以上の実務経験を有する者。

(4) １３年以上の実務経験を有する者。

７　外注に係る設計業務等に関する専門的知識及び技術を有し、その実務経験が次の各号のいずれかに該当する者。

(1)（社）日本森林技術協会が行う林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が８年以上ある者。

(2) 学校教育法による大学卒業者にあって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が１８年以上ある者。

(3) 学校教育法による短期大学もしくは高等専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が２３年以上ある者。

(4) 学校教育法による高等学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が２７年以上ある者。

第３条　照査技術者

１　照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することは出来ない。

第４条　打合わせ

１　打合わせは、業務着手時、中間１回、成果品納入時の計３回とし、業務着手時及び成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うものとする。

第５条　検査

１　材料確認が必要な場合は業務計画書に記載又は、材料確認願を提出し、確認を得なければならない。

第６条　成果品

１　提出する成果品は、下記のとおりとする。

（１）地質調査報告書

（２）ボーリングコア

２　電子納品で提出されたデジタル写真について

（１）電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第７条　技術管理

１　機械器具の検定

（１）測量作業に使用する測量機器は測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

２　成果品の検定

特　記　仕　様　書

（１）本業務の成果品のうち、第１回打ち合わせ時に公共測量規程第１５条により指定された場合は、測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する測量成果品検定記録書（品質管理図を含む）を提出すること。

※　成果品の検定は、高精度を必要とするもの、または利用度の高いものについて適用する。

第８条　個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報等を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第３　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

２　業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

３　業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第４　受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

２　受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

３　受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

４　受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第５　受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第６　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７　年法律第　８６　号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

（１）再委託を行う業務の内容

（２）再委託の期間

（３）再委託の相手方

（４）再委託が必要である理由

（５）再委託で取り扱う個人情報等

（６）再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容

（７）前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約

（８）再委託の相手方の監督方法

（９）その他発注者が必要があると認める事項

２　受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

（１）再委託先

特　記　仕　様　書

（２）再委託をする業務の内容
（３）再委託の期間
（４）再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
（５）再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
（６）その他発注者が必要があると認める事項

３　受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

４　受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。

５　受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第８　受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和　６０　年法律第　８８　号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

２　受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

第９　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成　２５　年法律第　２７　号。以下「番号法」という。）第　１９　条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第　１０　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

２　受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第　１９　条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

第　１１　受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（複写、複製及び作成の禁止）

第　１２　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

２　受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（個人情報等の適正管理）

第　１３　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
（２）特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
（３）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
（４）発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
（５）個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
（６）個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
（７）作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個

特　記　仕　様　書

人情報等を扱う作業を行わせないこと。

（８）個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（９）　インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。

（１０）　前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

（外的環境の把握）

第　１４　受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第　１５　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（報告義務）

第　１６　発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

（検査及び調査）

第　１７　発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により行うものとする。

２　発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

３　発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。

４　発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

（事故報告）

第　１８　受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

２　受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

３　発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１９　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（履行義務違反に伴う指名停止措置）

第２０　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成１７年８月２６日高知県告示第５９８号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

（損害賠償）

第２１　受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

特　記　仕　様　書

第９条　現場の施設や設備に対する熱中症対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第１０　その他

１　その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量設計費					
森林整備一般調査業務					
地質調査					
一般調査					
一般調査					
土質調査	式	1			明細表　第1号 成果市
旅費交通費					
旅費交通費	式	1			明細表　第2号
直接調査費 （電子成果品作成費（市場単価））	式	1			

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
間接調査費 （施工管理費（市場単価））	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
森林整備一般調査業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
土質調査

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			単価表　第 1 号
CBR試験 室内CBR用資料採取 変状土10～15kg採取	個所	6			
CBR試験 変状土CBR試験 設計CBR2ﾓｰﾙﾄﾞ含水試験含む	試料	6			
室内土質試験 土の液性限界試験 1試料につき4～6点	試料	6			
室内土質試験 土の塑性限界試験 1試料につき3個	試料	6			
ｾﾒﾝﾄ安定処理配合試験 突固め試験･一軸圧縮強度試験	試料	1			
六価ｸﾛﾑ溶出試験費 環境庁告示46号溶出試験 試験方法1	検体	1			
舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 ,15cm以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m	22			施工Ｐ　第 1 号
舗装版破砕 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 ,障害無し ,騒音振動対策不要 ,15cm以下 ,積込作業有り ,しない<標準>(全ての費用)	m^2	5			施工Ｐ　第 2 号
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬 4t ,ｱｽﾌｧﾙﾄ ,L=14.200 km,DID区間率30%未満 ,制限なし:0.60m3積込 ,ﾀｲﾔ損耗条件;良好	m3	0.19			単価表　第 2 号

明細表　第　1号
土質調査

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-12	m3	0.19			処分費
表層(車道･路肩部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下) ,40 mm,再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ,瀝青材料無し,しない<標準>(全ての費用) ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	㎡	5			施工Ｐ　第 3 号
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	2			単価表　第 3 号
1　式　　当り					

明細表　第　2号
旅費交通費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
車賃(往復)	台・日	5			単価表　第 4 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　打合せ

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：中間打合せ:1 回

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量主任技師	人	1.5			人件費
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	0.5			人件費
	（	1	業務　当り		）
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数　　：中間打合せ:1 回					

単価表　第　2号　　ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬

単価表

（　　1.200　）

金額：　　内容：4t ,ｱｽﾌｧﾙﾄ ,L=14.200 km,DID区間率30%未満 ,制限なし:0.60m3積込 ,ﾀｲﾔ損耗条件;良好

1　m3　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転 4t ,ﾀｲﾔ損耗条件;良好	時間	1			運転単価表
	（	1.2	m3　当り		）
	（	1	m3　当り		）

*** 施工条件 ***

機種	:4t
土質	:ｱｽﾌｧﾙﾄ
運搬距離(実数入力)	:L=14.200 km
運搬状況	:DID区間率30%未満
積込機種規格	:制限なし:0.60m3積込
ﾀｲﾔ損耗条件	:ﾀｲﾔ損耗条件;良好
土量換算係数	:標準(f=1.0)

単価表　第　3号　　交通誘導警備員

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：交通誘導警備員B

1　人　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
交通誘導警備員B	人	1.0			
	（	1	人　当り		）
*** 施工条件 *** 計上区分　：交通誘導警備員B 勤務時間帯　：昼間勤務					

単価表　第　4号　　車賃(往復)

単価表

(　　1　　)

金額：　　内容：

1　台・日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
車賃	km	27			
	(　　1　　台・日　当り				)
*** 施工条件 *** 基地～現場迄の距離(往復)　　：現場迄の距離(往復):27 Km					

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 8年 7月 1日
単価適用地区	中央西土木事務所　２地区(中部地区)
■森林整備一般調査業務	
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上する
施工管理費(地質調査市場単価)	計上する
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
施工管理費(地すべり調査)	計上しない
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）